

様式第 1 号（その 1）（第 4 条関係）

年 月 日

公共下水道排水設備指定工事店指定申請書  
（新規・継続）

三次市下水道事業  
三次市長 様

次のとおり申請します。

なお、この申請について利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

申 請 業 者	ふりがな 商 号	
	ふりがな 代表者住所・氏名	電話 ( )
	ふりがな 営業所所在地	電話 ( )

（注）本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印すること。

（添付書類）

- 1 営業所の平面図，付近見取図（様式第 1 号（その 2））及び営業所の写真
- 2 専属責任技術者名簿（様式第 2 号）
- 3 責任技術者の雇用関係を証する書類（次のうちいずれか一つ）  
ア 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し  
イ 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し  
ウ 賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し
- 4 三次市公共下水道排水設備指定工事店規程第 3 条第 1 項第 4 号アからオまでのいずれにも該当しない者であることを誓約する書類
- 5 法人にあっては，定款の写し及び登記簿謄本，個人にあってはその住民票の写し
- 6 専属する責任技術者の下水道排水設備工事責任技術者証（広島県下水道協会発行）の写し
- 7 工事の施工に必要な設備及び器材を有していることを証する書類

排水設備工事用機械・器具申請書

申告業者

商 号

所 在 地

代表者名

排水設備工事の施工に必要な機械及び器具を、下記のとおり備えております。

なお、この申請について利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

レベル，水準測量器，その他の測量用の機器	有	無
電気のこぎり，ジクソー，その他の切断用の機器	有	無
ハンドグラインダー，ヤスリ，その他の加工用の機器	有	無
専用削孔機，挿入器，その他の接合用の機器	有	無
点検用のミラー，ライト，その他の点検用の器具	有	無
排水管等の埋設工事，その他の工事用の掘削機械	有	無
工事用車両	有( 台)	無
<b>【備 考】</b>		
-----		
-----		
-----		
-----		
-----		
-----		

(注) 本人(代表者)が手書きしない場合は、記名押印すること。

## 誓 約 書

三次市排水設備指定工事店申請者（及びその役員）は、三次市公共下水道排水設備指定工事店規程第3条第1項第4号で規定されている、下記のいずれにも該当しない者であることを誓約します。

なお、この誓約書について利害関係者との間に紛争又は事故を生じた場合は、一切私の責任において処理します。

- 1 成年被後見人若しくは被保佐人又は破産者であって復権していない者
- 2 不法行為又は不正行為により、責任技術者としての登録を取り消されて2年を経過していない者
- 3 指定工事店としての指定を取り消されてから2年を経過していない者
- 4 この業務に関し、不正又は不誠実な行為をするおそれがあると認めるに足りる相当の理由がある者
- 5 法人であって、その役員のうちに上記の1から4までのいずれかに該当する者がいる。

年 月 日

(誓約先) 三次市下水道事業

三次市長 様

(申請者)

商号（指定工事店名）

営業所所在地

代表者氏名

(注) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印すること。

様式第1号（その2）（第4条関係）

営業所の平面図及び付近見取図	
<u>平面図</u>	面積 m <sup>2</sup>
<u>付近見取図</u>	線 駅下車 バス・徒歩 分

- (注) 1 営業所の写真は、外部及び内部の状態がわかるもの数枚
- 2 平面図は、間口及び奥行の寸法、机の配置状況等を記入すること。
- 3 付近見取図は、最寄りの駅から主な目標を入れてわかりやすく記入すること  
(住宅地図コピー可)。

様式第2号（第4条関係）

年 月 日

専属責任技術者名簿（新規・解除）

三次市下水道事業

三次市長 様

指定工事店番号 第 号

商 号

〒

営業所所在地

電 話 ( )

代表者氏名

ふりがな	住 所	登 録 番 号	摘 要
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	
-----	〒	第 号	

(注) 本人（代表者）が手書きしない場合は、記名押印すること。

(添付書類)

- 1 責任技術者証の写し
- 2 専属を確認できるものとして、次のうちいずれか一つ
  - ① 組合健康保険，政府管掌健康保険被保険者証（雇用関係を証明できない国民健康保険証は除く。）の写し
  - ② 雇用保険被保険者資格取得確認通知書及び保険料領収書の写し
  - ③ 賃金台帳又は源泉徴収簿及び所得税納付額領収書の写し